

文教委員会議案説明資料

令和2年7月3日

件名	頁
(教育指導部)	
1 第95号議案	足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例… 2
(子ども家庭部)	
2 第77号議案	足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例…………… 6
3 第78号議案	足立区立保育所の指定管理者の指定期間延長について…………… 8
4 第96号議案	調停の申立てについて…………… 12
5 第97号議案	調停の申立てについて…………… 23
6 第98号議案	調停の申立てについて…………… 25
7 第99号議案	調停の申立てについて…………… 27
8 第100号議案	調停の申立てについて…………… 29

(教 育 委 員 会)

第 9 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する。</p> <p>1 改正の理由</p> <p>用途が学校施設建設等に限定されている「基金条例」について、ICT教育環境整備やその定期的な更新に要する費用にも、基金の活用が可能となるよう、条例の一部を改正するものである。</p> <p>児童・生徒1人1台の端末と高速大容量のネットワーク環境の一体的な整備等を図り、子どもたちの情報活用能力をはじめとする資質・能力を育むことは、国が掲げる不可避な教育施策となっている。</p> <p>足立区では、文部科学省「GIGAスクール構想」等の国庫補助事業を最大限に活用し、今後の教育ICT環境整備に着手することとした。</p> <p>しかし、児童・生徒約4万5千人に対する端末の整備をはじめ、それらの機器更新、通信環境のリニューアル等には、4年前後のサイクルで学校施設の建設や改築等と同等以上の莫大な費用が必要となる。</p> <p>今回の条例改正による基金の活用は、こうした巨額の予算を要する国の施策や制度に対応するための「特例的な措置」であり、今後も基金の設置目的に沿った、厳格かつ適切な運用に努めていく。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名 条例の題名を「足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例」に改正する。</p> <p>(2) 設置目的（第1条関係） 基金の設置目的に、『及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教育ICT環境整備」という。）』を加える。</p> <p>(3) 処分事由（第6条関係） 基金の処分事由を、「義務教育施設建設資金」から「義務教育施設建設又は教育ICT環境整備の資金」に改める。 ※詳細は、P4、5の「新旧対照表」を参照。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>

	<p>4 【参考】想定している基金の用途例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国の補助事業を活用した児童・生徒1人1台のPC端末の整備 ② 児童・生徒用、教員用ICT機器の定期的な更新 ③ 校内通信環境の整備・更新 等
<p>今後の方針</p>	

足立区義務教育施設建設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区義務教育施設建設建設資金積立基金条例 平成4年3月31日条例第33号</p>	<p>○足立区義務教育施設建設<u>等</u>資金積立基金条例 平成4年3月31日条例第33号</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第1条 義務教育施設建設の資金に充てるため、足立区義務教育施設建設資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 義務教育施設建設<u>及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備</u>（以下「<u>教育ICT環境整備</u>」という。）の資金に充てるため、足立区義務教育施設建設<u>等</u>資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>(積立)</p>	<p>(積立)</p>
<p>第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。</p>
<p>(管理)</p>	<p>(管理)</p>
<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>
<p>(運用益金の処理)</p>	<p>(運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>
<p>(繰替運用)</p>	<p>(繰替運用)</p>
<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>
<p>(処分)</p>	<p>(処分)</p>
<p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を義務教育施設建設建設資金として処分することができる。</p>	<p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を義務教育施設建設<u>又は教育ICT環境整備の資金</u>として処分することができる。</p>

改正前

(委任)
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が定める。

改正後

(委任)
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>青少年問題対策における、学識経験者の専門的な観点をより広く取り入れるために、足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>第 3 条中「委員 6 3 人以内」を「委員 6 5 人以内」に改め、学識経験者の人数を定める同条第 3 号中「3 7 人以内」を「3 9 人以内」に改める。※新旧対照表（P 7）のとおり。</p> <p>現在、学識経験者として、足立区立小・中学校長会、足立区立小・中学校 P T A 連合会、足立区私立幼稚園協会、区内都立高等学校校長等の代表を委員としているが、足立区立民間保育園連合会、区内私立高等学校校長の代表を委員に加える。</p>
今後の方針	公布の日から施行する。

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表（改正条文のみ）（案）

改 正 前	改 正 後
<p>足立区青少年問題協議会条例 （組織）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員<u>63</u>人以内をもって組織する。</p> <p>（1） 足立区議会議員 4人 （2） 足立区教育委員会委員 1人 （3） 学識経験者 <u>37</u>人以内 （4） 関係行政機関等の職員 8人以内 （5） 足立区に勤務する職員 13人以内</p>	<p>足立区青少年問題協議会条例 （組織）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員<u>65</u>人以内をもって組織する。</p> <p>（1） 足立区議会議員 4人 （2） 足立区教育委員会委員 1人 （3） 学識経験者 <u>39</u>人以内 （4） 関係行政機関等の職員 8人以内 （5） 足立区に勤務する職員 13人以内</p> <p>付 則（令和2年 月 日条例第 号） <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 7 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	足立区立保育所の指定管理者の指定期間延長について																								
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課																								
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立新田おひさま保育園の指定期間は令和 2 年度末までであるが、新田地区には他に公設民営保育園が 2 園あり、この 2 園の指定期間が令和 4 年度末までとなっている。</p> <p>新田地区の人口は減少傾向にあり、今後の保育定数を慎重に分析・検討する必要がある。そうした状況の中、新田おひさま保育園の指定管理期間を 2 年延長し、他の 2 園と期限を合わせ、保育施設の再編を検討する。</p> <p>指定期間延長については、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会に諮問し、延長が適当であるとの答申を得た。</p> <p style="text-align: center;">(図) 新田地区公設民営保育園の指定管理期間</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">令和元年度</th> <th style="width: 15%;">令和2年度</th> <th style="width: 15%;">3年度</th> <th style="width: 15%;">4年度</th> <th style="width: 15%;">5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新田おひさま保育園</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">指定管理 1期目</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">指定期間の 延長を実施 →</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新田さくら保育園</td> <td style="text-align: center;">指定管理 1期目</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">指定管理2期目 (3年間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新田三丁目なかよし保育園</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">指定管理 1期目</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 選定内容</p> <p>(1) 対象施設</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 名 称 足立区立新田おひさま保育園</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 所在地 足立区新田三丁目 1 4 番 3 号</p> <p>(2) 現指定管理者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 事業者名 社会福祉法人太陽会 (理事長 小倉 将信)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 所在地 足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号</p>		令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	新田おひさま保育園	指定管理 1期目		指定期間の 延長を実施 →			新田さくら保育園	指定管理 1期目	指定管理2期目 (3年間)				新田三丁目なかよし保育園	指定管理 1期目				
	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度																				
新田おひさま保育園	指定管理 1期目		指定期間の 延長を実施 →																						
新田さくら保育園	指定管理 1期目	指定管理2期目 (3年間)																							
新田三丁目なかよし保育園	指定管理 1期目																								

- (3) 指定延長期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間
- (4) 子ども施設指定管理者等選定審査会概要
- ア 開催日
令和2年3月26日(木)
 - イ 審査会委員の構成(令和2年3月26日現在、合計9名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	野口 晴子 【会長】	早稲田大学政治経済学術院 大学院政治学研究科 教授
	佐々木 由美子 【副会長】	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科 教授
	林 友子	帝京科学大学教育人間科学部 幼児保育学科 教授
	寺倉 克佑	公認会計士・税理士
区内関係団体の 代表者	杉田 直子	足立区民生・児童委員協議会
	和田 忍	足立区社会福祉協議会 特命担当部長
区職員	中村 明慶	福祉部長
	今井 伸幸	衛生部長
	松野 美幸	子ども家庭部長

- (5) 選定結果
直近の指定管理者評価結果等による書類審査の結果、保育内容・施設管理等良好であり、選定審査委員の全員が延長可と判定したため、2年間の指定期間の延長が内定した。

3 添付資料

「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」
(P10～P11参照)

今後の方針

本議案議決後、区と指定管理者との間で変更協定書を締結し、指定期間を2年間延長する。

「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」
参考資料（社会福祉法人太陽会）

1 施設の概要

(1) 所在地

足立区新田三丁目14番3号

(2) 施設規模等

ア 構造 軽量鉄骨2階建

イ 延床面積 458.13平方メートル

2 指定管理者候補者の概要

団体名 (代表者名)	社会福祉法人太陽会 (理事長 小倉 将信)
主たる事務所の 所在地	東京都足立区鹿浜五丁目28番18号
設立年月日	昭和53年1月10日
目的	1 第一種社会福祉事業 (1) 特別養護老人ホームの経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 老人短期入所事業の経営
運営実績	保育所：5施設（うち公設民営保育園3施設） 特別養護老人ホーム：1施設

3 保育所運営方針及び年間収支計画の概要

(1) 保育所運営方針の概要

ア 太陽会の保育理念

すてきな なかまと ともにあゆもう

イ 太陽会の保育方針

- ・ 愛されている実感の中で安心して過ごせる
- ・ 楽しさ、喜び、感動を共感する場としての保育園
- ・ 人に対する愛情と信頼関係を築き人と関わる力を育む保育園

ウ 太陽会の保育方針

- ・ 心身ともに健康に過ごせる子ども
- ・ さまざまな経験を積み重ねながら、自分で考え行動できる子ども
- ・ 大切にされている事を感じ、自分を好きと感じる子ども
- ・ 仲間と一緒に活動のできる子ども

(2) 年間収支計画の概要

収入	区委託料等	115,412,225 円
	計	115,412,225 円
支出	人件費	93,988,544 円
	事業費	9,755,000 円
	管理費	11,668,681 円
	計	115,412,225 円
収支差額		0 円

第 9 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	調停の申立てについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営している。足立区が指定管理者との協定に基づき年度ごとに支払う管理運営経費の執行残額は、協定に基づき一部翌年度以降への繰越しが認められるほか、積立金として指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>この積立金は、足立区と指定管理者との協定により、指定管理を行う足立区立保育所の管理運営以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものであるが、足立区への返還等について定めがないことから、取扱いが不明確な状況が生じた。そこで、足立区は積立金の一部返還とともに、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の新協定への移行を提案し、指定管理者との協議を実施した。その結果、足立区立保育所の指定管理者 13 法人のうち、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人を除く 9 法人については、合意が成立した。</p> <p>しかし、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人は、積立金の具体的な用途や最終的な残額の処理についての意向を示すこともないまま、積立金の一部返還に応じないにもかかわらず、管理運営経費の執行残額を相手方らの収益とすることを認める旨の新協定への移行を求めたことから、合意に至らなかった。</p> <p>そこで、相手方が保有する積立金の用途や返還等の処理、及び今後用途不明な積立金が発生しない新協定への移行による解決を求め、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行う。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 江北会 (東京都足立区江北三丁目 17 番 4 号) 理事長 野口 澄夫</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立さつき保育園</p> <p>(3) 申立ての趣旨 相手方が管理する積立金の返還等</p>

	<p>(4) 平成30年度末時点の足立区立さつき保育園に係る積立金の額 117,807,497円</p> <p>3 添付資料</p> <p>「公設民営保育園積立金に関する協議の経過について」 (P14～P15参照)</p> <p>「公設民営保育園積立金の処理について」 (P16～P22参照)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>足立区議会の議決後、速やかに東京簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行う。</p>

公設民営保育園積立金に関する協議の経過について

1 概要

足立区公設民営保育園の管理運営経費については、指定管理者との協定書に基づきこれまで私立保育園と同一の基準により管理運営経費を支払い、執行残額が生じた場合は、管理業務運転資金として翌年度以降に繰り越すことができ、これを積立金として指定管理者が保有してきた。指定管理者との協定書上、管理運営経費は公設民営保育園の管理運営業務以外に使用することができないことから、指定管理者は積立金を収益とすることができないものの、区への積立金の返還等について定めがなく、取扱いの不明確な積立金が積み上がる状況となっていた。

区では、平成27年度より、積立金について計画的に使用していくよう指導を行ってきたが、積立金の状況は改善が認められなかった。そこで、平成29年度からは、積立金の返還を求めるとともに、指定管理者が積立金の返還に応じた場合には、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の協定に移行することとし、指定管理者との協議を進めてきた。

2 これまでの指定管理者との交渉の経過

平成27年度～ 平成28年度	積立金の適切な管理と計画的な使用について、 継続的に指導を実施
平成30年3月9日	積立金及び委託料の取扱いの変更についての説明会を実施 →合意に達することができず
平成30年8月	区の委任する弁護士・公認会計士による委託料の執行状況 調査を実施 →特段の不適切な経理の実態は確認できず
平成31年1月15日	積立金及び委託料の取扱いの変更についての説明会を 再実施 →積立金の全額返還を求めたが、反対の法人多数
平成31年3月11日	積立金返還及び委託料の取扱いの変更について依頼文を送 付 合わせて各園で保持すべきと考える積立金額に関する調査 実施 →今回調停を行う法人からは調査回答なし
令和元年6月18日	全公設民営保育園に対し区が認める積立金額の控除の基準 (別紙2「公設民営保育園積立金の処理について」参照)を 提示し、残額の返還を求める説明会を実施

令和元年7月～8月	各法人との個別の協議を実施 →9法人11施設とは一部控除を認めた上での積立金返還に係る和解、及び委託料の執行残額を収益とすることを認める新協定を締結することに合意
令和元年9月2日	区の提案に反対する4法人5施設から、代理人弁護士を通じ、積立金返還に応じないが、新協定への移行には応じる旨の通知あり
令和元年10月31日	区及び4法人の代理人間で、区既提案内容について協議実施 →再度4法人側に検討を求める
令和元年12月20日	代理人間での協議において、区から返還額の追加控除を認める項目等の提案があれば4法人側で検討する旨の回答あり
令和2年3月9日	代理人間の協議において、区からの追加提案（返還方法の柔軟化、区による修繕実施の検討等）を提示
令和2年5月1日	4法人代理人から、区追加提案内容には応じられず、積立金の返還には応じないが、新協定への移行には応じるとの通知あり

3 区が提案した園別の控除額及び返還額一覧

「公設民営保育園積立金の処理について」（P16～P22参照）

4 区としての今後の対応方針

区と4法人との協定において積立金の返還や精算等に関する規定がないとはいえ、積立金は、区が管理運営経費として4法人に支払ったものであるから、保育園の管理運営業務以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものである。

この点、4法人は、積立金は運転資金として保有しており自らの収益とする意向はないと述べるものの、積立金の保管状況や具体的な使途、使用予定等について、何ら明確かつ合理的な説明をしないにもかかわらず、区の返還請求を基礎付ける法的根拠ないし合理的根拠はないとの主張に終始し、新協定への移行には応じるが、積立金の返還には応じられないと述べるのみであったことから、4法人との協議による合意には至らなかった。

区としては、管理運営経費が公金から支出されるものであることも踏まえ、相手方が保有する積立金の使途や返還、及び今後取扱いの不明確な積立金が発生しない新協定への移行による解決を求め、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行うこととする。

公設民営保育園積立金の 処理について

施設別 控除額・返還額算定結果一覧

施設名	法人名	定員	運営年数	積立金合計額	控除額の算定結果			区返還金額
					退職給付引当金合計	賞与引当金合計	控除額合計	
さつき	江北会	100	13年	117,807,497	77,571,000	15,075,290	92,646,290	25,161,207
東保木間	高砂福社会	102	11年	41,622,442	50,820,000	11,333,154	41,622,442	0
伊興大境	高砂福社会	106	9年	95,743,742	44,397,000	11,297,006	55,694,006	40,049,736
新田さくら	じろう会	67	9年	341,044,158	18,369,000	6,855,475	25,224,475	315,819,683
五反野	日本保育サービス	135	2年	40,866,843	12,068,000	12,665,839	24,733,839	16,133,004

※上記数値はいずれも平成30年度末時点での内容

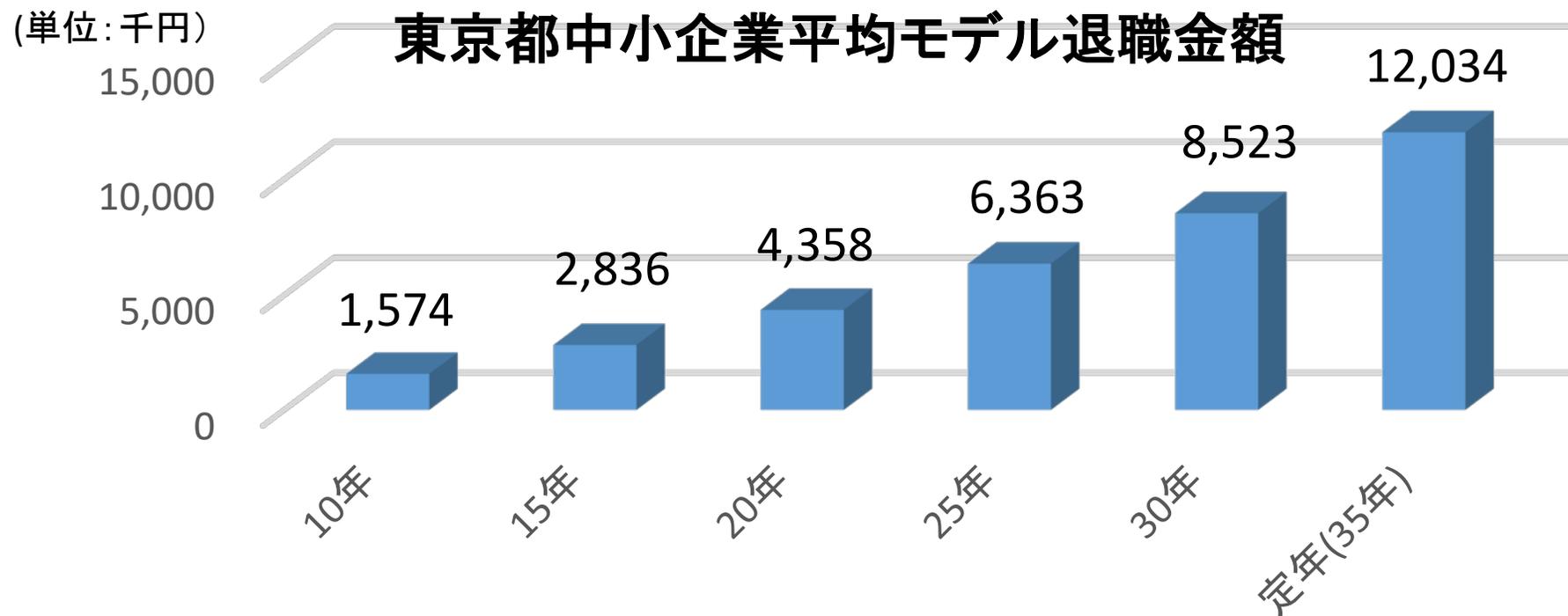
控除金額算定のポイント(基本的な考え方)

- 1 平成30年度末時点の園積立金を**全額区に返還**する。
ただし、将来的に法人が負担する下記費用については、
法人が保有すべき積立金として控除を認める。
 - (1) **退職金として必要な費用**(=退職給付引当金)
 - (2) **平成31年度に支払う賞与のうち平成30年度にかかる期間が算定期間となる費用**(=賞与引当金)
- 2 公設民営保育園全園に対し、**公平な基準設定**を行う。
⇒実際の職員の人数や経験年数も考慮した上で控除額を算定

退職給付引当金の算定方法について

- ・実際の職員の経験年数に応じて、指定管理期間中に法人で積み立てるべき退職金額の増加分を控除する。
- ・退職金の単価は、東京都中小企業の平均モデル退職金額(※)を適用する。

※東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(平成30年度)」の平均額を適用。



退職給付引当金の算定方法について

例1 平成30年度末で**経験年数15年**の職員で、**指定管理施設が5年目**である場合の積算



指定管理開始までに
勤務していた分(経験年数10年)
の退職金額
⇒**法人負担分**とする

指定管理開始後に
追加で必要となった退職金額
⇒**区負担分**とする(=控除対象額)

例2 平成30年度末で経験年数40年の**施設長**で、指定管理施設が10年目である場合の積算
⇒**施設長**のみ、過去に直営園等に勤務していたとみなし、**経験年数を半分とみなす**



法人負担分
(経験年数10年分)

区負担分
(経験年数20年から経験年数10年の
退職金額を引いたもの)

賞与引当金の算定方法について

- ・国が示す「**公定価格**」における**職種別の月額単価(※)**を適用する。
- ・年間の**賞与総額**は、「公定価格」で用いている国家公務員給与と同じく、**月額単価の4.45ヶ月分**とする。
- ・各法人の給与規定に定める、**平成31年度分の賞与の算定対象期間が平成30年度にかかる期間に相当する賞与額**を控除対象とする。
(ただし、期間の定めのない場合は、他法人の標準期間である5ヶ月とみなす)

※平成31年3月28日「『平成30年度における私立保育所の運営に要する費用について』の一部改正について」の単価を適用。

(表)「公定価格」における職種別単価

職 種	格 付	本俸基準額
施設長(所長)	(福)2-33	256,000円
主任保育士	(福)2-17	238,476円
保 育 士	(福)1-29	203,898円
調理員等	(行二)1-37	174,600円

賞与引当金の算定方法について

例 法人の令和元年6月の賞与支給における平成30年度中の支給対象期間が5ヶ月
(実支給対象期間:平成30年11月1日～平成31年4月30日)である場合の施設長の賞与引当金

施設長本俸基準額 256,600円	地域加算 51,320円	処遇改善加算 41,056円
----------------------	-----------------	-------------------

施設長の月額給与額 348,976円
(人件費分処遇改善加算が16%の場合)

年間賞与総額 1,552,943円(348,976円×4.45ヶ月)



賞与総額の5/12が、
賞与引当金となる

賞与引当金 647,059円

第 9 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	調停の申立てについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営している。足立区が指定管理者との協定に基づき年度ごとに支払う管理運営経費の執行残額は、協定に基づき一部翌年度以降への繰越しが認められるほか、積立金として指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>この積立金は、足立区と指定管理者との協定により、指定管理を行う足立区立保育所の管理運営以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものであるが、足立区への返還等について定めがないことから、取扱いが不明確な状況が生じた。そこで、足立区は積立金の一部返還とともに、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の新協定への移行を提案し、指定管理者との協議を実施した。その結果、足立区立保育所の指定管理者 13 法人のうち、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人を除く 9 法人については、合意が成立した。</p> <p>しかし、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人は、積立金の具体的な用途や最終的な残額の処理についての意向を示すこともないまま、積立金の一部返還に応じないにもかかわらず、管理運営経費の執行残額を相手方らの収益とすることを認める旨の新協定への移行を求めたことから、合意に至らなかった。</p> <p>そこで、相手方が保有する積立金の用途や返還等の処理、及び今後用途不明な積立金が発生しない新協定への移行による解決を求め、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行う。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 高砂福社会 (千葉県流山市おおたかの森東四丁目 9 9 番地の 4) 理事長 篠塚 雅之</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立東保木間保育園</p> <p>(3) 申立ての趣旨 相手方が管理する積立金の返還等</p>

	<p>(4) 平成30年度末時点の足立区立東保木間保育園に係る積立金の額 41,622,442円</p> <p>3 添付資料</p> <p>「公設民営保育園積立金に関する協議の経過について」 (P14～P15参照)</p> <p>「公設民営保育園積立金の処理について」 (P16～P22参照)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>足立区議会の議決後、速やかに東京簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行う。</p>

第 9 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	調停の申立てについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営している。足立区が指定管理者との協定に基づき年度ごとに支払う管理運営経費の執行残額は、協定に基づき一部翌年度以降への繰越しが認められるほか、積立金として指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>この積立金は、足立区と指定管理者との協定により、指定管理を行う足立区立保育所の管理運営以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものであるが、足立区への返還等について定めがないことから、取扱いが不明確な状況が生じた。そこで、足立区は積立金の一部返還とともに、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の新協定への移行を提案し、指定管理者との協議を実施した。その結果、足立区立保育所の指定管理者 13 法人のうち、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人を除く 9 法人については、合意が成立した。</p> <p>しかし、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人は、積立金の具体的な用途や最終的な残額の処理についての意向を示すこともないまま、積立金の一部返還に応じないにもかかわらず、管理運営経費の執行残額を相手方らの収益とすることを認める旨の新協定への移行を求めたことから、合意に至らなかった。</p> <p>そこで、相手方が保有する積立金の用途や返還等の処理、及び今後用途不明な積立金が発生しない新協定への移行による解決を求め、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行う。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 高砂福社会 (千葉県流山市おおたかの森東四丁目 9 9 番地の 4) 理事長 篠塚 雅之</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立伊興大境保育園</p> <p>(3) 申立ての趣旨 相手方が管理する積立金の返還等</p>

	<p>(4) 平成30年度末時点の足立区立伊興大境保育園に係る積立金の額 95,743,742円</p> <p>3 添付資料</p> <p>「公設民営保育園積立金に関する協議の経過について」 (P14～P15参照)</p> <p>「公設民営保育園積立金の処理について」 (P16～P22参照)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>足立区議会の議決後、速やかに東京簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行う。</p>

第 9 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	調停の申立てについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営している。足立区が指定管理者との協定に基づき年度ごとに支払う管理運営経費の執行残額は、協定に基づき一部翌年度以降への繰越しが認められるほか、積立金として指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>この積立金は、足立区と指定管理者との協定により、指定管理を行う足立区立保育所の管理運営以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものであるが、足立区への返還等について定めがないことから、取扱いが不明確な状況が生じた。そこで、足立区は積立金の一部返還とともに、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の新協定への移行を提案し、指定管理者との協議を実施した。その結果、足立区立保育所の指定管理者 13 法人のうち、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人を除く 9 法人については、合意が成立した。</p> <p>しかし、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人は、積立金の具体的な用途や最終的な残額の処理についての意向を示すこともないまま、積立金の一部返還に応じないにもかかわらず、管理運営経費の執行残額を相手方らの収益とすることを認める旨の新協定への移行を求めたことから、合意に至らなかった。</p> <p>そこで、相手方が保有する積立金の用途や返還等の処理、及び今後用途不明な積立金が発生しない新協定への移行による解決を求め、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行う。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 じろう会 (埼玉県戸田市上戸田一丁目 2 3 番 8 号) 理事長 久芳 敬裕</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立新田さくら保育園</p> <p>(3) 申立ての趣旨 相手方が管理する積立金の返還等</p>

	<p>(4) 平成30年度末時点の足立区立新田さくら保育園に係る積立金の額 341,044,158円</p> <p>3 添付資料</p> <p>「公設民営保育園積立金に関する協議の経過について」 (P14～P15参照)</p> <p>「公設民営保育園積立金の処理について」 (P16～P22参照)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>足立区議会の議決後、速やかに東京簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行う。</p>

第 1 0 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 3 日

件 名	調停の申立てについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営している。足立区が指定管理者との協定に基づき年度ごとに支払う管理運営経費の執行残額は、協定に基づき一部翌年度以降への繰越しが認められるほか、積立金として指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>この積立金は、足立区と指定管理者との協定により、指定管理を行う足立区立保育所の管理運営以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものであるが、足立区への返還等について定めがないことから、取扱いが不明確な状況が生じた。そこで、足立区は積立金の一部返還とともに、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の新協定への移行を提案し、指定管理者との協議を実施した。その結果、足立区立保育所の指定管理者 13 法人のうち、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人を除く 9 法人については、合意が成立した。</p> <p>しかし、下記 2 (1) の相手方を含む 4 法人は、積立金の具体的な用途や最終的な残額の処理についての意向を示すこともないまま、積立金の一部返還に応じないにもかかわらず、管理運営経費の執行残額を相手方らの収益とすることを認める旨の新協定への移行を求めたことから、合意に至らなかった。</p> <p>そこで、相手方が保有する積立金の用途や返還等の処理、及び今後用途不明な積立金が発生しない新協定への移行による解決を求め、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行う。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 株式会社 日本保育サービス (愛知県名古屋市東区葵三丁目 15 番 31 号 千種ニュータワービル 17 階) 代表取締役 古川 浩一郎</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立五反野保育園</p>

	<p>(3) 申立ての趣旨 相手方が管理する積立金の返還等</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立五反野保育園に係る積立金の額 40,866,843円</p> <p>3 添付資料</p> <p>「公設民営保育園積立金に関する協議の経過について」 (P14～P15参照)</p> <p>「公設民営保育園積立金の処理について」 (P16～P22参照)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>足立区議会の議決後、速やかに東京簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行う。</p>